資料２

産業活性化推進会議及び産業振興構想・事業計画について

１．板橋区産業活性化推進会議について

板橋区産業活性化推進会議設置要綱（一部抜粋）

（設置）

第１条　板橋区産業活性化基本条例（平成１７年板橋区条例第９号）第４条に基づき策定する板橋区産業振興構想（以下「構想」という。）について、産業界の自律的な活動を基本として、企業、産業団体及び区等が連携して構想の速やかな実現を図るとともに、社会経済状況等の変化に応じた構想のあり方等について助言を得るため、板橋区産業活性化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

(1)　構想の策定に向けた指針の検討及び提案に関すること。

(2)　構想における施策の具現化に関すること。

(3)　構想の施策の進捗状況に応じた改善策等に関すること。

２．板橋区基本構想と板橋区産業振興構想 2025 及び同事業計画 2025、各関連個別計画との関係性

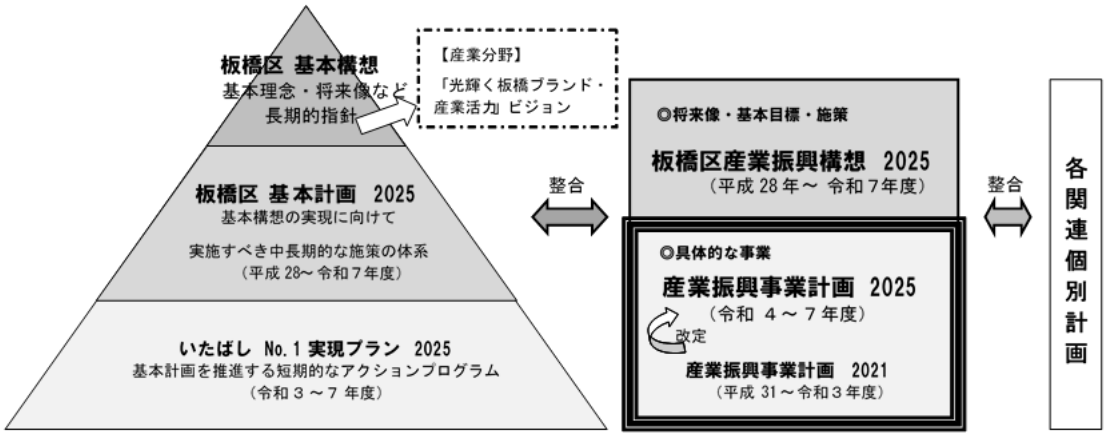

３．計画期間

	平成28 (2016)年度	…	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	…	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	…	令和7 (2025)年度	令和8年 (2026)年度
板橋区 基本構想										
板橋区 基本計画				基本計画2025						
いたばし №1実現プラン	№1プラン2018			№1プラン2021			№1プラン2025			
板橋区 産業振興構想				産業振興構想2025						
板橋区産業振興 事業計画	事業計画2018			事業計画2021			事業計画2025			